

3 特殊な場合の算定方法

(1) 過去3月間に支払われた給与がない場合の計算（平均給与額算定書（D）欄）

過去3月間に支払われた給与がある場合には、これまで述べた計算方法により平均給与額を算定することができますが、過去3月間に全く給与を受けていない場合には、平均給与額を算定することは不可能となります。

また、たとえ支払われた給与があっても、前記2の(3)の控除計算による控除事由が過去3月間の全日数にわたる場合には、その額を基に平均給与額を算定すると著しく公正を欠くこととなる場合が考えられます。そこで、

ア 給与を受けない期間が過去3月間の全日数にわたる場合

イ 控除事由（法第2条第6項各号）の存する期間が過去3月間の全日数にわたる場合

ウ 採用の日の属する月に災害を受けた場合には、

それぞれ、アについてはその期間経過後初めて給与を受けるに至った日、イについては控除事由のやんだ日、ウについては採用の日から、災害発生の日までの期間に支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して算出します。

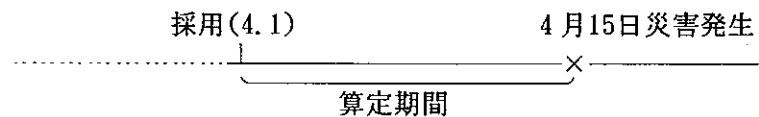
なお、この計算方法により平均給与額を算定する場合においても、法第2条第4項のただし書（最低保障計算）及び同条第6項（控除計算）の規定が準用されます。

これらの場合には、ア～ウの事実を証明する書類（出勤簿等）を添付する必要があります。

○過去3月間に支払われた給与がない場合等の算定例

4月1日に採用され、4月15日に災害を受けた場合

〔図 解〕



〔計算方法〕

◎ 採用の日から災害発生までに支払われた給与の総額

（4月1日から4月15日までの給与総額）

$$\begin{aligned}
 & \text{(給 料)} \quad \text{(扶養手当)} \quad \text{(調整手当)} \quad \text{(住居手当)} \\
 & \left(129,800 \times \frac{15-3}{30-5}\right) + \left(16,000 \times \frac{15-3}{30-5}\right) + \left(14,580 \times \frac{15-3}{30-5}\right) + \left(7,500 \times \frac{15-3}{30-5}\right) \\
 & \text{(通勤手当)} \quad \text{(時間外勤務手当)} \\
 & + \left(12,000 \times \frac{15-3}{30-5}\right) + 4,790 = 91,132
 \end{aligned}$$

（注）この計算例の4月における勤務を要しない日の日数は5日であり、4月1日～4月15日における勤務を要しない日の日数は3日である。

◎ 平均給与額

$$\frac{\text{4月1日～4月15日までの給与総額}}{\text{4月1日～4月15日までの総日数}} = \frac{91,132\text{円}}{15\text{日}} = 6,075.48\text{円}$$